【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年３月11日
【会社名】	第一中央汽船株式会社
【英訳名】	DAIICHI CHUO KISEN KAISHA
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員　　薬師寺　正和
【本店の所在の場所】	東京都中央区新富二丁目14番４号
【電話番号】	03(5540)1927
【事務連絡者氏名】	総務部長　　西本　宏至
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新富二丁目14番４号
【電話番号】	03(5540)1927
【事務連絡者氏名】	総務部長　　西本　宏至
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年２月17日

(2) 当該事象の内容

特別利益の発生

貨物船「オーシャン・ビクトリー」号全損に関する英国での損害賠償請求訴訟につきまして、平成27年１月22日（現地時間）、英国控訴院は当社の控訴を全面的に認容して第一審判決を取り消し、China National Chartering Co.Ltd（以下、船主）に対し、当社が本件訴訟に費やした訴訟費用を支払うよう命じる旨の判決を言い渡しました。

今般、本判決を受け、船主側より訴訟費用の一部である648百万円の払い戻しを受けました。本払い戻しにつきましては、特別利益として訴訟費用戻入額に計上いたします。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成27年３月期（平成26年４月１日～平成27年３月31日）個別及び連結決算において特別利益として訴訟費用戻入額648百万円を計上いたします。

以　　上